

郵便局の指定について

特別徴収税額の納入に郵便局をご利用いただく場合は、その郵便局を当市の取扱局として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に郵便局名と日付をご記入のうえ、切り取って当初納入される郵便局に提出してください。

なお、前年度も同じ郵便局を利用されている場合は、改めて提出する必要はありません。

※長野県及び新潟県内の郵便局をご利用の場合は不要です。

(きりとり線)

年 月 日

郵便局長 様

長野県須坂市長

三木 正夫
(公印省略)

指定通知書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当市の市民税・県民税（特別徴収税額）取扱局に指定しましたので通知いたします。

口座番号	00590-9-960032番
加入者の名称	須坂市会計管理者
取りまとめ局	ゆうちょ銀行長野貯金事務センター